

懲戒処分の公表

以下のとおり、懲戒処分を行ったので、羊蹄山ろく消防組合職員の懲戒処分の公表基準の規定に基づき、公表します。

記

1 被処分者

倶知安消防署・50代・消防司令

2 処分発令日

令和7年7月17日

3 処分の種類

懲戒処分 減給（給料月額10分の1（3月））

4 処分理由

被処分者は令和6年5月ごろ、業務中に、20代の部下に対し、管理監督職の対応としては不適切と言わざるを得ない言動をとり、当該部下に精神的な苦痛を与え、就業環境を害した。また、同年11月14日午後11時25分ころ、指令業務をしていた被処分者と当該部下とが通報内容を救急隊へ伝達する方法等をめぐり、やりとりしていた際、業務上の適切な指導とは言えない明らかに必要性のない言動をとり、当該部下に精神的な苦痛を与え、就業環境を害した。

以上2件をパワーハラスメント行為と認定したこと、加えて、他の複数の部下に対しても令和6年11月及び令和7年3月、業務の目的を大きく逸脱する言動や侮辱する言動等が3件認められたことを含め、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に当たるものとして、懲戒処分を行うものである。